

○石川県警察職員等の旅費取扱いに関する訓令

令和 7 年 3 月 3 1 日
石川県警察本部訓令第12号

石川県警察職員等の旅費取扱いに関する訓令を次のように定める。

石川県警察職員等の旅費取扱いに関する訓令

石川県警察職員等の旅費取扱いに関する訓令（平成11年石川県警察本部訓令第13号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この訓令は、石川県職員等の旅費に関する条例（昭和29年石川県条例第4号。以下「条例」という。）及び石川県職員等の旅費に関する規則（昭和30年石川県人事委員会規則第2号。以下「人事委員会規則」という。）の規定により警察本部長が知事又は石川県人事委員会と協議して定める事項並びに臨時または非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年石川県条例第33号）の規定により費用弁償について警察本部長が知事と協議して定める事項について定めるほか、石川県警察職員（以下「職員」という。）及び石川県公安委員会の要求又は石川県警察の依頼により旅行する者の旅費の取扱いについて必要な事項を定める。

（旅行命令権者）

第2条 条例第4条第1項に規定する旅行命令等は、警察本部長又はその権限の委任を受けた職員が行うものとする。

2 前項による旅行命令等の権限は、別表第1の基準に従いそれぞれ委任する。

3 旅行命令権者に事故がある場合には、臨時に他の職員にその事務を代理させることができる。

（職務の級）

第3条 条例第2条第9号に規定する行政職給料表による職務の級に相当する職務の級は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める職務の級とする。

(1) 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年石川県条例第30号）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表以外の同項各号に規定する給料表の適用を受ける職員及び石川県技能労務職員の給与に関する規則（昭和35年石川県規則第59号）第3条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員 別表第2及び別表第3に定める職務の級

(2) 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成17年石川

県条例第9号。以下「任期付職員条例」という。)第3条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 別表第4に定める職務の級

- (3) 任期付職員条例第3条第2項の規定により任期を定めて採用された職員 職務の内容及び行政職給料表の適用を受ける職員との権衡を考慮して、警察本部長が相当と認める職務の級
- (4) 石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例（令和元年石川県条例第13号）の適用を受ける職員（次号に掲げる者を除く。） 石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の施行規則（令和2年石川県人事委員会規則第2号）第8条第1項又は第13条第1項の規定により警察本部長が決定した職務の級（当該職務の級が行政職給料表以外の給料表による職務の級である場合は、当該職務の級による別表第2に定める職務の級）
- (5) 会計年度任用職員として任用される技能労務職員の給与に関する規則（令和2年石川県規則第14号）の適用を受ける職員 会計年度任用職員として任用される技能労務職員の給与に関する規則第3条及び第5条に規定する知事が別に定める額における職務の級による別表第2に定める職務の級

第4条 前条に規定する職員以外の者の行政職給料表に相当する職務の級は、用務の内容、支給を受ける者の学識、経験及び社会的地位等を考慮して、警察本部長がその都度相当と認める職務の級とする。

（臨時又は非常勤の嘱託員等の費用弁償の種類及び額）

第5条 臨時または非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例第4条第2項に規定する費用弁償の種類は、条例第8条に規定する旅費に準ずるものとし、その額は、警察本部長がその都度相当と認める職員の出張の例に準じて計算した額とする。

（在勤庁の移転に伴う旅行）

第6条 職員が在勤庁の移転に伴い旅行をする必要がある場合には、当該旅行を赴任とみなすことができるものとする。

（最も経済的な通常の間路及び方法）

第7条 条例第6条に規定する最も経済的な通常の間路及び方法は、通常の間路（鉄道、船舶、航空機等の交通手段のうち一般に利用されている間路をいう。）及び方法のうち、一の旅行区間における最も安価なものに限らず、旅行における公務の内容及び日程、当該旅行に係る旅費の総額、旅行者の移動に係る時間等を踏まえて旅行命令権者が相当と判断したものとする。

(鉄道賃)

第8条 条例第9条第1項第1号に掲げる運賃には、鉄道事業法施行規則（昭和62年運輸省令第6号）第34条第1項第4号に掲げる料金を含むものとする。

(航空賃)

第9条 条例第11条第1号に掲げる運賃には、次に掲げる費用を含むものとする。

- (1) 航空法（昭和27年法律第231号）第105条又は第129条の2の規定に基づいて、本邦航空運送事業者及び外国人国際航空運送事業者がそれぞれ国土交通大臣の認可又は同大臣への届出により定める料金のうち、航空保険特別料金及びこれに類するもの
- (2) 旅客取扱施設利用料（空港法（昭和31年法律第80号）第16条第3項（同法附則第5条第1項及び関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成23年法律第54号）第32条第2項において準用する場合を含む。）の規定により空港法第15条第3項に規定する指定空港機能施設事業者等が国土交通大臣に届け出て徴収するものをいう。）及び旅客保安サービス料（指定空港機能施設事業者、成田国際空港株式会社、中部国際空港株式会社、関西エアポート株式会社等が徴収するものをいう。）並びにこれらに類するもの
- (3) 地方公共団体が管理する空港における前号に相当する費用
- (4) 外国における第1号及び第2号に相当する費用

2 条例第11条第1項第1号に掲げる運賃の額の上限について、合理的に見積もった当該運賃と比較して、その上位の級の運賃によることが旅行に係る旅費の総額を勘案し経済的と認められる場合であって、旅行命令権者が適当と認めるときは、当該上位の級の運賃を支給することができるものとする。

3 赴任の際、条例第11条第1項第3号に掲げる費用として超過手荷物に係る料金を支給する場合には、当該超過手荷物について、次に掲げる個数、重量及び大きさを上限とする。

- (1) 個数 5個（無料手荷物許容量を含む。）
- (2) 重量 一個当たり32キログラム
- (3) 大きさ 無料手荷物許容量として定められた大きさ

(その他の交通費)

第10条 人事委員会規則第17条に規定する費用は、私有車による路程1キロメートルにつき28円として計算したものとする。

2 前項に規定する費用は、全路程を通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(家族移転費)

第11条 条例第18条第1項に規定する家族移転費の支給に係る家族のうち、小児運賃等（小児に適用される運賃その他の交通費をいう。以下この項において同じ。）が適用される者がある場合は、当該家族に係る家族移転費の額は、当該小児運賃等により算定するものとする。ただし、やむを得ない事情により小児運賃等により旅行することができなかつたときは、この限りでない。

2 条例第18条第1項に規定する家族移転費のうち、子に係る航空賃に相当する額を算定する場合における第9条第3項第1号の規定の適用については、同号中「5個」とあるのは、「3個」とする。

(死亡手当)

第12条 遺族が条例第20条に規定する死亡手当の支給を受ける順位は、人事委員会規則第26条第2項に規定する順位に準じて決定するものとする。

(採用された職員が赴任した場合の旅費)

第13条 採用された職員が赴任した場合において、その者が国若しくは他の都道府県の職員より引き続いて職員となった場合（国又は他の都道府県及び県の業務の必要上、両者の相互了解のもとに行われる計画的な人事交流によるものに限る。）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項の規定により採用された職員である場合又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員である場合を除くほか、条例第3条第1項の規定にかかわらず、その赴任に伴う旅費は、支給しない。ただし、次の各号に掲げる特別の事情がある場合は、この限りでない。

(1) 国及び他の都道府県の職員以外の者を、県又はその機関の依頼又は要求により採用した場合

(2) その他警察本部長が特に必要と認めた場合

(遺族等の旅費)

第14条 人事委員会規則第26条第1項に規定する死亡地には、死亡した地のほか、

遺体のある地を含むものとする。

(旅費の調整)

第15条 条例第24条第2項の基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 職員の職務の級が遡って変更された場合は、当該職員が既に行った旅行に係る旅費額の増減を行わないものであること。
- (2) 旅行者が、公用の宿泊施設、食堂施設等を無料で利用したことにより、人事委員会規則第19条第1項に規定する宿泊手当の定額を支給することが適当でない認められる場合は、当該額の全部又は一部を支給しないものであること。

第16条 次に掲げる場合には、条例第24条第3項の規定により、職務相当の鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費によらないことができる。

- (1) 警察本部長以上の秘書的用務のため上級の車両に乗車し、船舶に乗船し、又は航空機に搭乗し、同伴随行しなければならない場合
- (2) 重症患者の移送のため上級の車両に乗車し、又は船舶に乗船し、看護しなければならない場合
- (3) その他警察本部長において必要と認める場合

附 則

- 1 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この訓令は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。